

自己多血小板血漿（Platelet-rich plasma：PRP）を用いた整形外科領域における軟部組織治療に関する事項

- 1、当院は、「厚生労働省 再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき申請・認可を受け、以下の再生医療を提供しています。

・自己多血小板血漿（Platelet-rich plasma：PRP）を用いた整形外科領域における軟部組織治療
計画番号：PC7200052

2、再生医療等を受ける者の基準について

スポーツ外傷や事故、加齢に伴い機能障害をきたし、標準治療（保険治療）を施すも改善がみられない疾患のうち、患者が再建手術や修復手術による組織修復を希望しない場合を対象としています。

さらに、以下の基準を満たしている方を対象といたします。

- ・外来通院が可能であること
- ・インフォームド・コンセントを受けていること
- ・この治療について十分な理解が得られていること

【除外基準】

- ・投与周辺部に明らかに感染症を有する者
- ・薬剤過敏症の既往歴を有する者
- ・本治療について理解が得られていない者
- ・担癌状態にある者
- ・その他、担当医が不相当と判断した者

3、対象疾患等の名称について

- ・靱帯、腱、筋肉などの軟部組織損傷

4、治療にかかる費用について

公的保険の対象ではありません。

施術ご希望の方は以下の料金をお支払い頂きます。

施術料： G P SⅢシステム・・・1回 110,000 円（税込）

また、採血後の施術のキャンセルについては所定の費用を申し受けます。